

報告第 40 号

小城市認定こども園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則等について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 2 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

子ども・子育て支援法の改正に伴い、小城市認定こども園管理及び運営に関する規則等の一部を改正したため報告する。



小城市規則第2号

小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月18日

小城市長

江里口秀次

小城市規則第 2 号

小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則の一部を
改正する規則

小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則（令和 2 年小城市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、
同条第 2 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同条
第 3 号中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

報告第40号 小城市立認定こども園管理及び運営に関する規則（令和2年小城市規則第29号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（2） 2号認定子ども <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（3） 3号認定子ども <u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（4）及び（5） （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第19条第1号</u> _____ に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（2） 2号認定子ども <u>法第19条第2号</u> _____ に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（3） 3号認定子ども <u>法第19条第3号</u> _____ に掲げる者であって、法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定を受けたものをいう。</p> <p>（4）及び（5） （略）</p>



小城市規則第3号

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和5年1月18日

小城市長

江里口秀次

小城市規則第3号

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則の一部を改正する規則

小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則（令和2年11月26日小城市規則第30号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告第40号 小城市立認定こども園一時預かり保育実施規則（令和2年小城市規則第30号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象児童)</p> <p>第3条 預かり保育を利用できる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>法第19条第1項第1号</u>に該当し、認定こども園に在籍する1号認定子どもであって、保護者の就労、冠婚葬祭又は傷病等により、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に保育が必要と市長が認めたものとする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第3条 預かり保育を利用できる児童（以下「対象児童」という。）は、<u>法第19条第1号</u>に該当し、認定こども園に在籍する1号認定子どもであって、保護者の就労、冠婚葬祭又は傷病等により、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に保育が必要と市長が認めたものとする。</p>



小城市規則第4号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和5年1月18日

小城市長

江里口秀次

小城市規則第4号

小城市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第3号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告第40号 小城市子ども・子育て支援法施行細則（平成27年小城市規則第25号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（認定の申請）</p> <p>第21条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） 法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第10条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更申請書（<u>法第19条第1項第1号</u>）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第23号）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認定の申請）</p> <p>第21条 府令第28条の3第1項の申請書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、該当各号に定めるとおりとする。</p> <p>（1）及び（2）（略）</p> <p>（3） 法第23条第2項の教育・保育給付認定の変更の認定（府令第10条第1号に掲げる事項に係る変更の認定に限る。）と併せて法第30条の4第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けようとする場合 子どものための教育・保育給付認定変更申請書（<u>法第19条第1号</u>）兼子育てのための施設等利用給付認定申請書（法第30条の4第2号・第3号）（様式第23号）</p> <p>2 （略）</p>



小城市規則第1号

小城市立保育所等延長保育実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年1月18日

小城市長

江里口秀次

小城市規則第 1 号

小城市立保育所等延長保育実施規則の一部を改正する規則

小城市立保育所等延長保育実施規則（平成27年3月31日小城市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

報告第40号 小城市立保育所等延長保育実施規則（平成27年小城市規則第26号）の一部を改正する規則 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(対象児童)</p> <p>第4条 延長保育を利用できる児童は、保育所等に在籍する法第19条第1項第2号及び第3号に定める子どもであって、保護者等の就労時間、通勤時間の都合その他の事情等を勘案し、市長が必要と認めた者とする。</p>	<p>(対象児童)</p> <p>第4条 延長保育を利用できる児童は、保育所等に在籍する法第19条第2号_____及び第3号に定める子どもであって、保護者等の就労時間、通勤時間の都合その他の事情等を勘案し、市長が必要と認めた者とする。</p>

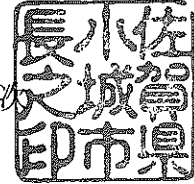


小城市告示第6号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年1月16日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第 6 号

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱の一部を改正する
告示

小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成 27 年小城市告示第 135 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

附 則

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

報告第40号 小城市幼稚園型一時預かり事業実施要綱（平成27年小城市告示第135号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（対象児）</p> <p>第3条 事業の対象となる幼児（以下「対象児」という。）は、小城市に住所を有し、かつ、<u>法第19条第1項第1号</u>に該当し幼稚園等に在籍する者で、保護者の就労、冠婚葬祭、傷病等により、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に保育が必要となったものとする。</p>	<p>（対象児）</p> <p>第3条 事業の対象となる幼児（以下「対象児」という。）は、小城市に住所を有し、かつ、<u>法第19条第1号</u>に該当し幼稚園等に在籍する者で、保護者の就労、冠婚葬祭、傷病等により、教育時間の前後又は長期休業日等において、一時的に保育が必要となったものとする。</p>

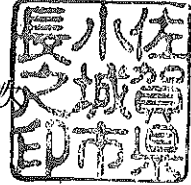


小城市告示第 18 号

小城市家庭的保育事業等認可等要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 2 月 16 日

小城市長 江里口 秀次



小城市告示第18号

小城市家庭的保育事業等認可等要綱の一部を改正する告示

小城市家庭的保育事業等認可等要綱（平成27年小城市告示第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「同項第2号」を「同条第2号」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

報告第40号 小城市家庭的保育事業等認可等要綱（平成27年小城市告示第47号）の一部を改正する告示 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（認可の基準）</p> <p>第4条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令並びに条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（<u>法第19条第1項第1号及び同項第2号</u>に規定する満3歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（<u>法第19条第1項第1号及び同項第2号</u>に規定する満3歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるときその他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。</p>	<p>（認可の基準）</p> <p>第4条 認可の基準は、児童福祉法及び関係法令並びに条例に定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）市長は、当該申請に係る家庭的保育事業等の所在地を含む教育・保育提供区域（法第61条第2項第1号の規定により本市が定める教育・保育提供区域とする。以下この項において同じ。）における特定教育・保育施設の利用定員の総数（<u>法第19条第1号</u> <u>及び同条第2号</u>に規定する満3歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業の利用定員の総数の合計が、本市が定める子ども・子育て支援事業計画（法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画をいう。以下同じ。）（以下「事業計画」という。）において定める当該教育・保育提供区域の特定教育・保育施設の必要利用定員の総数（<u>法第19条第1号</u> <u>及び同条第2号</u>に規定する満3歳以上の子どもを除く。）及び特定地域型保育事業に係る必要利用定員総数の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る家庭的保育事業等の開始によってこれを超えることになると認めるときその他の事業計画の達成に支障を生ずるおそれがある場合として厚生労働省令で定める場合に該当すると認めるときは、認可をしないことができる。</p>